

# 『守覚法親王百首』 本文考

千 草 聡

〈一〉

仁和寺の守覚法親王には、後鳥羽院主催の『正治二年初度百首』（以下『正治百首』と略）に出詠した折の詠草『守覚法親王百首』がある。もともと『正治百首』の伝本としては、出詠者廿三人の百首をまとめた編纂本『正治百首』（以下〈編纂本〉と略）と、『守覚法親王百首』の様な個人百首の独立伝本があり、後者は、守覚の他に讃岐・小侍従・静空（藤原実房）に見られ、また俊成についても指摘されている。

この『守覚法親王百首』（以下〈百首〉と略）は、従来、その歌題配列から個人百首が編纂される以前の草稿本と見られており、これを〈編纂本〉と対校すると、歌の出入りはないものの、三十首弱にわたって本文異同が見られる。小稿では、諸先覚の御研究を踏まえつつ、これらの本文異同を諸歌集・歌合などに載る守覚歌本文と比較して、あるいは各々の歌の内容から吟味し、いずれが守覚詠進時の本文であるかを考えてみる。その際、本来的（本文）という言葉を用いるが、これは、守覚が『正治

百首』を詠進した折の、その推定される本文という意味である。

〈二〉

最初に、取り上げた〈百首〉〈編纂本〉の伝本に関して粗々整理しておく。

〈百首〉の伝本は、現在次の十本<sup>3</sup>が伝わる。

- ① 総本山御室仁和寺所蔵本（『詠百首和哥』）
- ② 宮内庁書陵部本（一五二・六六）
- ③ 宮内庁書陵部高松宮本

④ 内閣文庫本（二〇一・三四〇）

⑤ 彰考館本（巳・拾四）

⑥ 大阪市立大学森文庫本（九一一・一四八／str）

⑦ 福井市立図書館本

⑧ 神宮文庫甲本（三・八〇九）

⑨ 神宮文庫乙本（三・一二二六）

⑩ 島原図書館松平文庫本（一三九・四三）

これら諸伝本を対校すると、いくつか異同は見られるものの、

基本的には全て同一系統の本文であることが分かる。中でも、①の仁和寺本は守覚自筆本といわれ、②から⑩までの江戸期書写本に比べて誤脱や誤写が見られず、比較的信用できる本文と言えそうである。それゆえ、以下の諸本対校に際しては、①の仁和寺本を以て底本とした。なお、以下で用いた「〈百首〉全諸本」の呼称は、右の現存する諸伝本を指すものである。

一方、『正治百首』の現存伝本は数多いが、稿者が調査したのは次の七本である。

- ①宮内庁書陵部本(五〇一・九〇九)
- ②内閣文庫本甲(二〇一・二六二)
- ③内閣文庫本乙(二〇一・二五八)
- ④島原図書館松平文庫本(一三九・四五)
- ⑤彰考館本(已・拾四)
- ⑥宮城図書館伊達文庫本(伊九二一・二〇八・一三・一・六一・二)
- ⑦続群書類従本

この「編纂本」の伝本関係については、既に山崎桂子氏が詳しく論じられているので、ここでは再述しない。なお、以下の「編纂本」諸本の呼称は、右の諸伝本を指す。

「〈百首〉」と「編纂本」の形態上の相違を簡単に述べると、〈百首〉の「春・夏・秋・冬・祝・恋・山家・羈旅・鳥」との部立配列に対して、「編纂本」は「春・夏・秋・冬・恋・羈旅・山家・鳥・祝」である。これは俊成を始め個人独自伝本が残る静空・讃岐でも同じで、先覚の指摘する如く、おそらく全員の百首を集成する際に現存「編纂本」の部立順に統一されたもの

と推定される。それゆえ、前に「〈百首〉」は編纂以前の形態を留める草稿本と記したのである。ただ、これが詠進時の本文そのままであるかは、この後の検討を通して論及する。なお、部立内の歌数や配列順の相違は、「〈百首〉」(編纂本)ともに見られない。

### 〈三〉

具体的に、「〈百首〉」と「編纂本」の間の本文異同を、諸歌集・歌合に採られた本文により吟味し、本来の本文を比定していきたい。その際、「〈百首〉」と「編纂本」で本文が一致するものの、諸歌集・歌合の所載歌のみにおいて異文が見られる場合、小稿では紙数の都合上、それらを当該文献における独自異文と見て論及しなかったことを、最初に断っておく。

また、以下に引用した歌の番号は「〈百首〉」のそれであり、歌の下句の下の括弧内には、その配された部立を記した。傍線も稿者に依るものである。

69 昔思ふさよの寝覚めの床さえて

涙もこぼる袖の上かな (冬)

右は第四句の傍線部に異文が見られ、「〈百首〉」全諸本の「涙もこぼる」に対して、「編纂本」諸本は「涙にこぼる」とある。双方ともに袖の涙が凍る意を示し、歌の内容から異文を吟味することは難しい。ただし、当面歌は、『新古今集』巻第六冬歌六二九番に詞書「冬歌とてよみ侍りける」で載り、また守覚の家集である書陵部本『北院御室御集』(以下Ⅱ類本と略)一一〇番(詞書「雑冬」)にも収められ、それらの第四句は「〈百首〉」に同じく

「涙もこほる」である。これを踏まえると、〈編纂本〉の異文は解釈は成り立つものの、守覚歌の本来の本文であるとは受取りがたい。

59 かくれぬと見ればたえまにかげもれて

月もしぐる、むら雲の空 (冬)

右は『続古今集』六一五番、『秋風和歌集』四八三番、『和漢兼作集』九二八番に載り、いずれも詞書には『正治二年百首』での詠とある。御集Ⅱ類本には一〇〇番詞書「時雨」で載るが、第三句末に脱字がある。

第三句の傍線部に異文が見られる。即ち、「百首」諸本(書陵部本を除く)で「かげもれて」、「百首」書陵部本ならびに編纂本諸本・続古今集・和漢兼作集で「かげもりて」、秋風集では「かげもいで」となっている。このうち「かげもいで」の異文は、類例暗示の係助詞「も」により歌意が曖昧になるので、本来的とは見做しがたい。残る「かげもりて」「かげもれて」は、自動詞「漏る」の活用(四段・下二段)の相違に過ぎず、しかも両活用は同義であるから、この二つは意味上の差異はない。また、『続古今集』所載歌は、尊経閣蔵藤原為氏筆本(新編『国歌大観』所収)で第三句「かげもりて」とあるが、版本(旧『国歌大観』所収本)は「かげもれて」となっており、早々には為氏筆本を以て本来の本文とも受け取れない。『和漢兼作集』も書陵部蔵の孤本であり、この集における本文流動は検討の術がない。したがって、この歌の場合、歌の内容等から異文の是非を吟味することは難しく、ここではその指摘に留めておきたい。

89 山深くなる、心よいかにもまた

雲よりおくに宿もとむらむ (山家)

この89番(編纂本91番)歌は、第二句の傍線部に異文が見られ、〈百首〉の高松宮本・福井図書館本、および御集Ⅱ類本一四三番(詞書「山家」)で「なる、心に」、〈編纂本〉諸本で「なる、心の」となっている。これ以外の〈百首〉諸本は「なる、心よ」である。

高松宮本等の「心に」は、これによって一首を粗々解釈すると、山深く慣れた心に一体どうして又雲より奥に宿を求めめるのだろうか」となり、明らかに意味不明である。おそらく、仮名の「よ(与)」と「に(尔)」の誤認誤写による異文であろう。一方、〈編纂本〉諸本の「心の」は、山深く慣れた心が……(同前)と、解釈は成り立つ。ただし、この歌は、『正治百首』と成立年代の近い『三百六十番歌合』(六九八番雑部六十一番左)にも採られており、その現存最古の写本である天理図書館蔵の藤原伊経筆本(建永元(一二〇六)年九月十三日の書写奥書)によれば、第二句は「なる、心よ」と、〈百首〉仁和寺本等の本文に一致するのである。これを踏まえると、この〈百首〉仁和寺本等の「なる、心よ」が本来的と考えられる。

26 ほと、ぎす卯の花山のありすして

空にしられぬ月になくなり (夏)

第三句の傍線部に異文が見られる。〈百首〉の仁和寺本・神宮文庫本甲乙・書陵部本・福井図書館本・彰考館本、および御集Ⅱ類本(34番・詞書「時鳥」)の「ありすして」に対して、〈編纂本〉諸本と〈百首〉内閣文庫本・島原本・高松宮本は「あか

ずして、大阪市大森文庫本は「ありづらく」と、各々異文である。また、この歌は『新千載集』一九六番にも採られ、その第二・三句は「卯の花山にやすらひて」と異文であるが、当歌集のみに見られる独自異文として、ここでは取り上げない。

「ありづらく」から検討してみる。和歌では、卯の花の白さ・明るさを月夜に見立てて詠む歌が多く、ここでの「空にしられぬ月」という措辞も、実体としての月ではなく、「卯の花山」の卯の花を見立てたもの。つまり、当面歌下句は時鳥が卯の花山に鳴くと詠んでいるのだが、「ありづらく」の異文では、時鳥が卯の花山に「居づらく」となり、下句の内容と矛盾することになる。

一方、「ありすして」と「あかずして」は、前者が「卯の花山が」栖で、後者が「(同前)飽きないので」と、各々解釈は成り立つ。おそらく異文は仮名の「り(利)」と「か(加)」の草体の誤認誤写によるものだろう。ただ、『夫木抄』二七九八番に載る当面歌(詞書「正治二年百首」)を見ると、稿者の調べた静嘉堂文庫本・北岡文庫本・書陵部本・永青文庫本はいずれも「ありすして」とある。これは、『夫木抄』編集時に撰歌資料となった『正治百首』において、当面歌本文が〈百首〉仁和寺本等と合致していたことを示唆しよう。そのうえ、〈百首〉は、既述した様に守覚の『正治百首』出詠時の草稿本と推定されるのだから、『夫木抄』はその草稿本の本文そのままに載せたことになる。言い換えれば、この歌の場合、〈百首〉本文がそのまま本来の本文である、と言って良い。

ちなみに、『夫木抄』には、守覚の『正治百首』歌が全部で廿五

首採られており、このうちで〈百首〉と〈編纂本〉で本文異同の見られる歌は、前の26番歌を除くと六首になる。そこで、左にそれらを掲げる。なお、46番歌一首については後述するので、五首の歌を記す。歌の左側に記した矢印が異文を示し、編(書)とは、〈編纂本〉の書陵部本を指す。

57 今朝見れば立田がはらの河おろし  
さそふ紅葉を波ぞおりける (冬)

↓〈編纂本〉諸本 第四句「さそふもみちの」

68 あなしふくとしまが崎のいりしほに  
友なし千鳥月になくなり (冬)

↓〈編纂本〉諸本 初句「あらしふく」

17 散りまがふ花のふゞきにかきくれて  
空までかはるしがの山ごえ (春)

↓編(書) 第四句「空までにはふ」

24 さても猶いつかはるべき日数のみ  
ふるののさとの五月雨の空 (夏)

↓編(書) 第四句「ふるののさは」

97 たのしみやたからの池にふか、らん  
玉にあそぶかものむら鳥 (鳥)

↓編(書) 第五句「かりのむらどり」

このうち、68番歌は、〈編纂本〉の異文「あらし」でも一応意味は取れる。だが、守覚以前の千鳥題歌で、海上を吹く北西風を意味する「あなし」を詠み込んだ歌も、「あなし吹くを鳥が磯のはま千どり岩うつ浪にたちさはぐなり」（堀河百首・千鳥・俊頼・九八四）と見られ、歌意並びに用例の上で異文を吟味することはむずかしい。

また、24番歌も〈編纂本〉書陵部本の「ふるのゝさは」でも解釈はできる。なちみに「ふるのゝさは」は「堀河百首」の「朽ちにけり人もかよはず磯神ふるのの沢にわたす丸はし」（橋題・顯仲・一四三四）を初見とし、後にはこれを踏まえた後鳥羽院歌も見られる。これに対して「ふるのゝさと」は、当面の守覚歌を初見とし、後には『千五百番歌合』で俊成卿女・小侍従も詠んでいる。いずれも和歌表現として用いられており、これも歌意・用例の上から異文の是非を判断しがたい。

97番歌に関しては、稿者の調べた限り、雁は天空を飛翔する帰雁・初雁が詠作対象となる場合が多く、〈編纂本〉の異文のように、池の玉藻に遊ぶ雁を詠んだ例は見られない。逆に「かものむらどり」の場合、「池にひつ松のはひえの下ぐりつれてぞわたるかものむらどり」（出観集・六三六）とある如く、水鳥として池中の鴨は詠まれている。それゆえ、この〈編纂本〉の異文「かりのむらどり」は、仮名の「り（利）」と「も（毛）」の草体の誤認誤写に依るものと推定される。

つまり、97番歌を除いては、いずれも〈編纂本〉の異文でも解釈はできる。しかし、各々の『夫木抄』諸本の所載歌本文は〈百首〉と同文であることから、これらも前の26番歌と同じく、

〈百首〉本文が本来的であると見て良からう。

なお、46番歌は、〈編纂本〉で異文が見られる一方、『夫木抄』所載歌も〈百首〉と異文を生じている一首である。

46、又もこん紅葉の山の木の問より

色に秋ある月も、りけり（秋）

『夫木抄』諸本の初句は「またもみん」と異文だが、これは同抄のみに見られる独自異文なので、ここでは取り上げない。

第五句は、〈百首〉諸本（書陵部本を除く）御集II類本の「月も、りけり」に対して、〈編纂本〉諸本が「月もいでけり」、〈百首〉書陵部本『夫木抄』諸本が「月もありけり」と異文である。

このうち『夫木抄』等の「月もありけり」は、解釈すると〈木の問より……月もあることだ〉と意味不分明で、明らかに本来的でないと分かる。もともと、この歌は、

木の問より漏りくる月の影みれば心づくしの秋はきにけり

（古今集・一八四・詠み人しらず）

を本歌すると推定される。したがって、本歌の初・二句「木の問より漏りくる」からすると、〈編纂本〉の異文「いでけり」よりも、〈百首〉諸本の「月も、りけり」の方が本来的と考えられる。

このように、『夫木抄』に載る守覚の『正治百首』歌で、〈百首〉と〈編纂本〉で本文異同の見られる七首に関しては、いずれも〈百首〉本文が本来的とみられるのである。

これまで、諸歌集・歌合に載る守覚歌との比較から、〈百首〉に対して〈編纂本〉で異文の見られる十首について、検討を加

えてきた。その結果、59番のように異文を指摘するに留めた例もあるが、これを除けば、そこに採られた本文は〈百首〉に一致し、〈編纂本〉とは合致しない。言い換えれば、これらに採られた守覚の『正治百首』歌に関しては、一首を除き〈百首〉の本文が本来的と考えられる。

〈四〉

守覚の『正治百首』歌は、諸歌集・歌合のほかには、家集である御集Ⅱ類本<sup>13</sup>にも五五首取められている。この家集は書写状態があまり良くなく、誤写に依ると見られる異文や誤脱なども多い。前節で取り上げた69・89番歌も、そうした例である。しかし、これらの誤写と推定される異文や誤脱を除けば、Ⅱ類本に載る『正治百首』歌の殆どは〈百首〉の本文と合致する。そのうち〈編纂本〉で異文の見られる句を次に掲げる。上段が〈百首〉・Ⅱ類本での本文、下段が〈編纂本〉に見られる異文であり、歌番号は〈百首〉により、丸数字は第何句目を示す。

	(百・Ⅱ類本)		(編)
21	花に見えける	↓	花になりける
26	ありすして	↓	あかずして
28	かたらひあかず	↓	かたらひあかせ
29	おりえてきぬる	↓	おりえてきなく
46	月も、りけり	↓	月もいでけり
51	またよにちらじ	↓	またよもしらじ
68	あなしふく	↓	あらしふく

69 ④ 涙もこほる ↓ 涙もこほる  
 86 ② 山路はるかに ↓ 山路ばかりに  
 93 ②③ ひなの荒野の露けき ↓ ひらの荒野の露けき  
 95 ⑤ まつがうらなみ ↓ まつがうらしま

この26・46・68・69番については、前節で、〈百首〉が他歌集に見える本文と同文であることから本来的であろう、と判断したが、右に見る如く、これらはⅡ類本に収められた本文とも合致している。また、ここに掲げた〈百首〉本文は、いずれもⅡ類本所載歌本文と合致しており、やはり本来的本文である可能性を考えて良い。

ただし、御集Ⅱ類本に採られた本文がすべて〈百首〉に一致するわけではない。次の94・95番の二首においてその例外が見られる。

94 明がたにさりともしまはなりぬらん  
 やどる深山はとりのねもせぬ (鳥)

これは、第五句が〈百首〉諸本(森文庫本を除く)の「鳥のねもせぬ」に対して、〈百首〉大阪市大森文庫本と〈編纂本〉諸本・御集Ⅱ類本(一四九番・詞書「旅」)は「鳥のねもせず」と異文を生じている。大阪市大本は、異文が多い江戸期の写本であり、転写過程での誤写や意改——編纂本と校定した可能性——も想定される。したがって、同伝本の本文については判断を保留したいと思う。

「鳥のねもせぬ」は連体形止めで、文法的には破格である。それが〈編纂本〉・Ⅱ類本では終止形「ず」に改められているわけだが、守覚の連体形止めの歌は一〇〇番(後出)に見られるの

で、破格だから本来の本文ではない、とは言えまい。逆に御集Ⅱ類本が〈編纂本〉の異文を転写過程で取り込んだ可能性も考えられる。従ってここでは異文の指摘に留めておく。

95 いそまくらぬるといとはじしほ風に

月かげよする松がうらなみ (羈旅)

第二句に異文が見られ、〈百首〉の「ぬるといとはじ」に対して、〈編纂本〉諸本(書陵部本を除く)は「ぬるにいとひし」、編(書)は「ぬる、にいとひし」・御集Ⅱ類本は「ぬる、いととはじ」とある。なお、第五句にも〈編纂本〉諸本だけに「まつがうらしま」との異文が見られるが、これを解釈すると「潮風により)月の光を寄せる松浦島」と意味不分明になる。逆に〈百首〉の同句「まつがうらなみ」は無理なく解釈できるところから、〈百首〉が本来的と見られる。

そうすると、当面歌は、「まつがうら」の磯辺に枕した折、潮風によって(月光にきらめく)波が枕辺に打ち寄せる状況——実景であれ、心象風景であれ——を詠んだ歌と受け取れよう。

それゆえ、第二句の「ぬる」は「寝る」と取るよりも、むしろ「濡る」と解した方が適切である。そのうえ、〈編纂本〉の異文のように、波ではなく潮風に濡れるというのでは、歌意が曖昧になってしまう。これにより〈編纂本〉の異文は本来的でないと考えられる。

また、Ⅱ類本の異文「ぬる、いととはじ」は、解釈は成り立つが、動詞の連体形「ぬるる」がそのまま動詞「いとふ」に掛かるといふ点でやや難がある。おそらく仮名「と(与)」と踊り字「、」の草体を誤認誤写した異文であろう。そうすると、この

歌の場合も、〈百首〉諸本の本文、即ち「ぬるといとはじ」が本来的であると見て良さそうである。

このように〈百首〉と〈編纂本〉の本文異同を、Ⅱ類本所載歌の本文との比較において検討すると、94・95の二首を除けば〈百首〉と同文であり、95番歌も〈百首〉の方が本来的である、との結果を得た。94番歌においては、Ⅱ類本所載歌の本文は〈編纂本〉に一致するが、これが本来の本文であるかは即断しがた

## 〈五〉

〈百首〉と〈編纂本〉との間に本文異同が見られる歌は、そのすべてが御集Ⅱ類本や諸歌集・歌合に採られているわけではない。次の10・18・56・71・100番の五首は、いずれも〈百首〉と〈編纂本〉のみに載る歌であつて、そうした他文献所載歌により異文を吟味できない歌である。

10 ながめてもいかにかたえん梅がえの (春)

これは第二句に異文が見られ、〈百首〉諸本(内閣文庫本を除く)・〈編纂本〉書陵部本の「いかにかたえん」に対して、〈編纂本〉諸本(書陵部本を除く)・〈百首〉内閣文庫本では「いかにかたらん」とある。異文は仮名の「え(衣)」と「ら(良)」の草体の誤認誤写に起因すると推察されるが、〈百首〉の本文はもとより、〈編纂本〉の異文でも解釈は成り立つ。即ち、異文「いかにかたらん」は、直訳すれば「眺めても、一体どうして足り

ようか（もしくは「語れようか。」）となり、解釈はできる。それゆえ、歌の内容からこの異文の是非は論じがたく、その指摘に留めておくことにする。

18 今ぞ知るたこの浦藤咲きにけり

音せで浪はよするものかは（春）

〔編纂本〕の島原文庫本・書陵部本・彰考館本において、第五句「よするものかな」と異文が見られる。「たこ」はその藤波が詠まれる越中の歌枕で、守覚以前にも、  
たこのうらのいはねにかかる藤波は

みちくるしほの声をからなん

（崇徳院・玄玉集・六〇七）

などの歌が見られる。この崇徳院歌では、「たこ」の藤波は、「みちくるしほの声をかる」ような、「音せで」「よする」存在と詠まれている。しかし、稿者の調べた限りでは、「たこのうら」藤を詠んだ歌で、「浪」の語を藤波の意で用いた歌は見られない。つまり、〔編纂本〕の異文「よするものかな」は、「浪」を藤「浪」と見立てて初めて解釈が成り立つが、以上述べたように、「浪」を藤波と解するのは多少無理があるのである。その意味で〔編纂本〕本文の方を本来的とみる。

56 かれくゝの菊にや冬を知りにけむ

下行く水もうは氷せり（冬）

〔編纂本〕諸本と〔百首〕の神宮文庫乙本・島原図書館本・高松宮本において、第五句に「うは氷けり」と異文が見られる。ただし、「うは氷」は名詞であるから、異文の「うは氷けり」では過去助動詞「けり」が名詞に接続することになり、文法的に

難がある。異文は「せ（世）」と「け（遣）」の草体の誤認誤写によるものであるう。やはり、〔百首〕仁和寺本等に見られる本文が本来的と言えらる。

71 月影にひらくるはしの草よりや

めぐみの露はよもに散るらん（祝）

この第三句は〔百首〕諸本（島原文庫本・書陵部本を除く）では「草よりや」、〔百首〕島原文庫本では「夢よりも」、同書陵部本では「草よりも」、〔編纂本〕諸本では「花よりや」とある。このうち「夢よりも」「草よりも」の異文は、解釈すると「草（夢）よりも恵みの露は四方に散るのだらう」と意味不明になり、本来的とは言えまい。他方、「草よりや」「花よりや」は、いずれも解釈は成り立つが、異文の是非を判断する決め手に欠く。それゆえ、ここでは異文の指摘に留めておきたい。

100 あひがたきみつのたからのみなをしも

声もをしまし鳥のなくなる（鳥）

これは第五句に異文が見られ、〔編纂本〕諸本では「鳥のなくらん」とある。いずれも解釈は成り立つが、この歌の直前歌は「ながき夜の夢さめよとやにはつとりあけ行く空をひとにつぐらん」とあるところから、〔編纂本〕の異文は直前歌の第五句を目移りして誤写した可能性も考えられる。ただ、決着をつけることは難しく、ここでも異文の指摘に留める。

このように〔百首〕と〔編纂本〕のみに載る歌の異文を、歌の内容から検討してみた。結果としては、異文の指摘に留めた10・71・100番歌を除いては、いずれも〔百首〕の本文の方が本来的



と考えられる。

## 〈六〉

これまで、諸歌集・歌合や御集Ⅱ類本という他文献所載歌本文との比較において、もしくは各々の歌の内容から、〈百首〉に対して〈編纂本〉で見られる異文を廿七首にわたり吟味してきた。その結果、異文の指摘に留めた10・59・71・100番歌の四首、また〈編纂本〉の異文が御集Ⅱ類本と合致する94番歌の一首、都合五首を除いては、いずれも〈百首〉本文が本来のとみられる。言い換えれば、これら五首を除く残りの九五首においては、草稿本と推定される〈百首〉の本文はそのまま『正治百首』詠進時の本文である、と言つて良い。

94番歌のように、編纂本の異文が御集Ⅱ類本に採られている場合、同御集の転写過程における意改・誤写も有り得よう。ただ、同御集Ⅱ類本は書陵部蔵の孤本であり、他の同系統の伝本に比して本文流動を調べることはできないが。

〈百首〉とは別の「最終稿」を想定することも可能である。例えば、草稿本の〈百首〉を清書した「最終稿」を想定し、そこで誤写や改作が〈編纂本〉の異文に繋がった、ということである。

だが、「最終稿」で字句の改変された〈百首〉歌があるにしても、〈百首〉はその九五首が本来の本文であると推察されるので、その範囲は前記の五首(10・59・71・94・100)を出るものとはなるまい。また「最終稿」で誤写が生じたとしても、やはり〈編纂本〉で異文の見られる廿七首のうち、廿首までが他文献に〈百

首〉本文で載るので、その誤写の可能性も残る七首(59・94番と〈五〉節で取り上げた五首)において、ということになる。

逆に、〈百首〉のうち、確認できる範囲でその九五首までが本来的だとすると、〈百首〉が「最終稿」の本文ではなかったか、と見ることもできる。〈編纂本〉の異文は個人百首が編纂・転写される過程で生じた、と推定することもできるわけで、59番歌の『統古今集』などに載る異文にしても、そうした〈編纂本〉の異文を取り込んだ結果かもしれない。

いずれにせよ、〈百首〉が後鳥羽院に『正治百首』を出詠した際の草稿であることは間違いない。小稿(△)節では、〈百首〉仁和寺本を守覚の自筆本と述べたが、これまでの考察結果を踏まえると、同本は、仁和寺に守覚の自筆草稿として伝わる聖教類と同様、『正治百首』出詠時の自筆草稿の可能性も考えられるのである。

注1 松野陽一氏が報告された大倉山精神文化研究所蔵『長秋詠藻』付載の『正治初度百首』について、山崎桂子氏は、部立配列からこれも個人百首であろうと指摘される。

松野陽一氏『藤原俊成の研究』(笠間書院、昭和四八)山崎桂子氏『正治初度百首研究のために―小侍従集別本』の解題と翻刻(『研究と資料』、第二輯、昭和五四・十二)

2 先覚の御研究としては、左を参照した。

國島章江氏『式子内親王集 守覚法親王集』(古典文庫・昭和三四)有吉保氏『新古今和歌集の形成 基盤と構成』(三省堂・昭和四三)対象とした伝本のうち、①⑦⑩を除いては、国文学研究資料館所蔵の紙焼本に依った。

4 井上宗雄・田村柳菴両氏『中世百首 六』(古典文庫・昭和六二)に

翻刻・解題がある。そこでは春名好重氏編著『古筆辞典（昭54・淡交社）』の中の、当百首が「守覚法親王の真跡と考えられる」との文言を引用されている。

5 対象とした伝本のうち、④を除いては、国文学研究資料館蔵の紙焼本に依った。

6 山崎桂子氏「『正治二年初度百首和歌』伝本考」、『国文学攷』、第八四号、昭和五四・一二）

7 注4の解題参照。

8 以下の勅撰集・私撰集・私家集の本文は新編『国歌大観』による。右以外から引用する場合は、改めてその折に記す。なお、歌の本文は私に濁点を振り、漢字を当てた。

9 「私家集大成」中世Iに所収。

10 天理図書館善本叢書『三百六十番歌合』、歌番号は新編『国歌大観』所収の当歌合の番号によった。

11 『夫木抄』所載歌の引用に際しては静嘉堂文庫本に依り、歌番号は新編『国歌大観』に基づく。なお、静嘉堂文庫本以外にも、『夫木抄』に關しては次の諸本を参照した。本論中の「夫木抄諸本」の呼称もこれらを指すものである。

静嘉堂文庫本（静嘉堂文庫・歌学資料集成）

北岡文庫本（国文学研究資料館所蔵の紙焼本に依る）

書陵部蔵本（圖書寮叢刊・明治書院）

永青文庫本（細川家永青文庫叢刊・汲古書院）

12 このうちには「後鳥羽院御製」の作者表記で載る『夫木抄』3535番の詠者異伝歌を含む。

13 御集II類本については、従来、先行するI類本（神宮文庫本など）の数十首を、『正治百首』や『御室五十首』歌に差し替えて編まれたとされる。ところが、この『正治百首』歌は、その殆どが〈百首〉本文と合致する。なお、御集II類本に關しては、別稿を立てて論ずる心算である。

#### 〔付記〕

貴重な資料の閲覧を許された御室仁和寺・福井市立図書館・島原図書館松平文庫に感謝申し上げます。また、資料を参照させて戴いた諸方面の方々にも御礼申し上げます。